平成２１年（フ）第３２５号
兵庫県明石市大久保町高丘１丁目６―10
債務者　井上　勝利
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３２６号
兵庫県明石市大久保町高丘１丁目６―10
債務者　井上　貴子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第６４号
兵庫県南あわじ市広田中筋679番地４
債務者　山本　和子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第５０８号
奈良市左京２丁目２番地の２―６―504
債務者　新見　智子（旧姓朝川）
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５３５号
奈良県桜井市大字三輪343番地の３
債務者　松本真由美
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２４６号
山口県下関市山の田西町10番３号　勝原ハイツ205号
債務者　竹内　邦義
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３１１号
山口県下関市一の宮町２丁目11番８―103号　エコーハイツ、前住所山口県下関市新垢田南町１丁目６番９号
債務者　土居　和美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１２０号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城5352番地、前住所高知県高知市平和町84番地34
債務者　岡村　義之
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１２８号
愛媛県西予市野村町野村13号31番地、前住所愛媛県宇和島市吉田町沖村甲380番地３
債務者　森　楠詩
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１８５号
富山市堀74番地15
債務者　寺﨑　裕也
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８７号
富山市向新庄1383番地　県営住宅５棟303号
債務者　山田　幸貞
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８９号
富山市馬瀬口180番地
債務者　田近　舞夢
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０１号
富山県中新川郡上市町放士ケ瀬新115番地68
債務者　佐藤　由機
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０３号
富山市上冨居３丁目11番６号　レオパレス上冨居102号室、住民票上の住所富山市新庄町13番地58
債務者　谷本　雄一
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０４号
富山市婦中町友坂5761番地１
債務者　野中　喜一
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０９号
富山市栄町２丁目６番10号
債務者　老田　稔
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２１号
富山県中新川郡立山町大窪開34番地の４
債務者　山﨑　弓子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９７号
千葉県流山市南流山６丁目23番地の５グレイスフルコート21―301
債務者　外川　隆光
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部